

農業に使用する軽油引取税の免税



農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税(1リットル当たり32.1円)が免税になります。

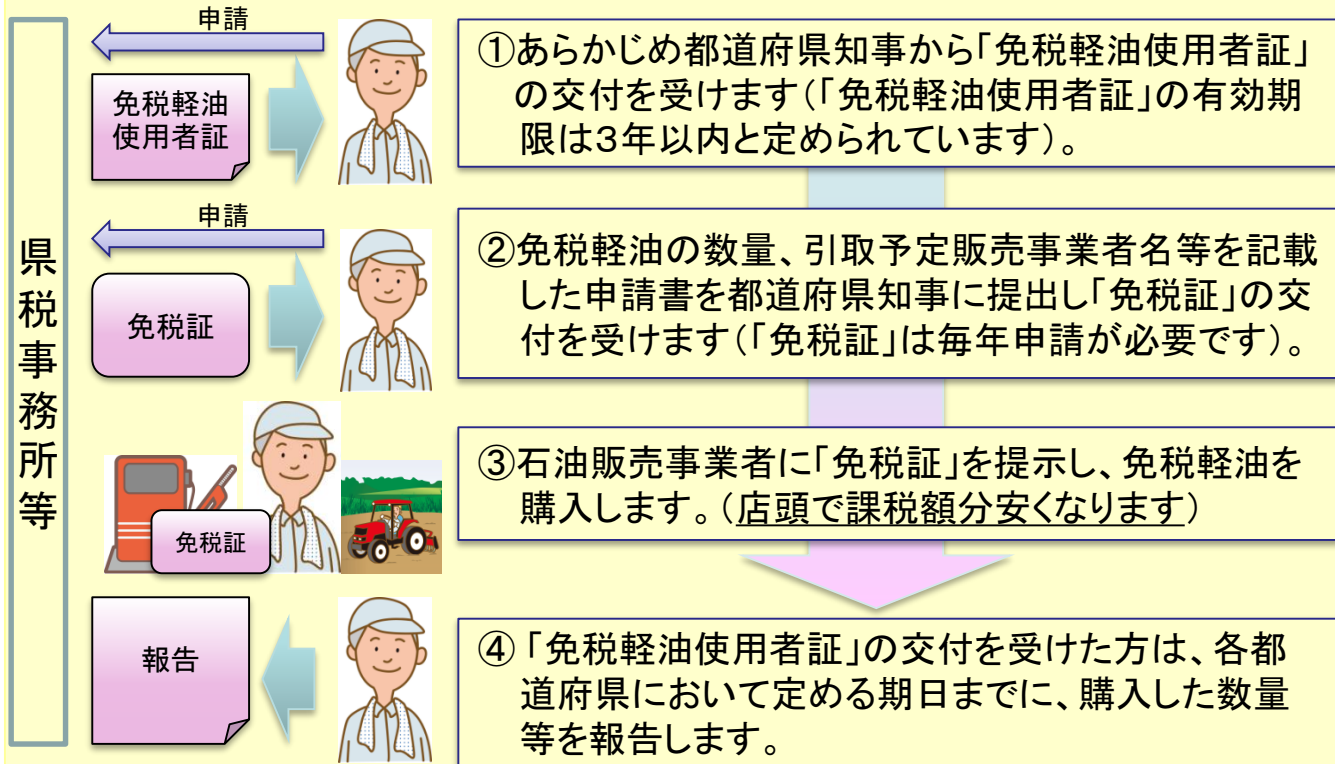
<対象となる農業用の軽油>

農業を営む方(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)のすべての委託を受けて農作業を行う方を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

本措置は令和3年4月1日から3年間延長されています。
本措置をご活用される場合は、以下の手続きをお願いします。



<免税手続き>



例えば

1年間で1000リットルを使用する場合は32,100円の免税になります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、都道府県税事務所等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室
【代表】03-3502-8111(内線4728)
【直通】03-6744-2435